175

質 問 第 一 七 五 号平成二十年三月十三日提出

理責任に関する再質問主意書

在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての外務省の説明及び管

出者 鈴木宗男

提

在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての外務省の説明及び管

理責任に関する再質問主意書

「前回答弁書」 (内閣衆質一六九第一二五号)を踏まえ、

再質問する。

外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館に配置された後に所在がわからなくなった日本

画 「潮の舞」に関する調査 。 以 下、 「調査」という。)の対象となった歴代公館長の氏名について、 前

回答弁書」では「孫﨑亨、 小畑紘一、中山恭子、河東哲夫及び楠本祐一」の五名 (以 下、 「五名」とい

う。)が挙げられているが、 「調査」 の結果、 「五名」 は 「潮の舞」 の所在についてそれぞれどの様な回

答をしたのか明らかにされたい。

0 舞 の所在がわからなくなり、 「調査」 を行わざるを得なくなったことに対して、 第一義的に責

任を負うのは 「五名」の内誰か。 それとも「五名」全員が第一義的責任を負うか。 外務省の見解如何。

 \equiv 「潮の舞」の所在がわからなくなり、 「調査」を行わざるを得なくなったことを受け、 「五名」に対し

て何らかの処分は下されたか。

兀 何の処分も下されていないのなら、 その理由を明らかにされたい。

Ŧi. 調 査 の結果、 「潮の舞」 の所在に関して得られた情報について、 外務省はこれまで明らかにしてお

らず、 「前回答弁書」でも 「聞き取り調査の結果、 『潮の舞』 の所在に関する有力な情報が得られていな

11 ため、 断片的な情報をお答えすることで無用な誤解を与えるおそれがあることからお答えを差し控えた

も のであり、 外務省として、 調査結果を隠そうとする意図を有しているわけではない。」との答弁がなさ

れているが、 ではこれまで「調査」により得られた情報等を記録した「調査」に関する文書(以下、 文

書」という。)は外務省において作成されているか。

六 五で、 「文書」が作成されているのならば、 「文書」 は外務省のどの部局の責任の下で作成されている

のか説明されたい。

七 「調査」 についての経過報告が直近で外務本省になされたのはいつか。 その日にちと、 外務省の誰から

誰へと報告がなされたのか説明されたい。

八 るが、ではいつ「調査」の結果を国民に明らかにするのか。 「前回答弁書」でも外務省は「調査結果を隠そうとする意図を有しているわけではない」と答弁してい

九 外務省に 「調査」 の結果を隠そうとする意図はないのであるならば、 断片的で有力なものとは言えなく

民に対して Pに掲載する、 現段階で得られている情報はどの様なものがあるのかを説明する文書を作成し、 「潮の舞」 または外務報道官の記者会見等できちんとした説明をする等の方法により、 の所在がわからなくなり、 現 在 「調査」を行っているときちんと知らせるべきでは それを外務省のH まずは 度国

な

いのか。

+ 果を隠そうとしているのではないかと、 けて現段階での とについてなぜ外務省は 「調査」 の結果、 「調査」 現段階で得られている情報が断片的で有力でないとしても、それを国民に知らせるこ 結果を国民に対して明らかにしようとしないのは、 「無用な誤解を与えるおそれがある」と考えるのか。外務省が右の様に理由をつ 国民が邪推することにつながるのではない それこそ外務省が のか。 「調査」 結

+ が、 う。)の内容は事実ではない旨反論する文章(以下、「文章」という。)を外務省HP上に掲載している 在外公館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えたとする週刊金曜日の記事 外務省は二〇〇七年五月二十四日付で「美術品に関する 「文章」の中に 「潮の舞」が含まれていないのは、 「潮の舞」 『週刊金曜日』 の所在がわからなくなったことは、 の記事について」との (以 下、 「記事」とい

「記事」にある内容の通りであり、

外務省として反論できないと考えているからか。

「記事」が出て、 外務省が「文章」をHPに掲載した段階で、 なぜ外務省は 「潮の舞」 についてきち

んとした説明をしなかったのか。

十三
「文章」に「潮の舞」を含めなかったのは、 「調査」 が続行中だからか。

十四 十三で、外務省が「文章」に「潮の舞」を含めなかったのは、 「調査」が続行中であり、これまでの

答弁書で述べている様に、 「調査」によって断片的で有力でない情報しか得られていない段階で、 国民に

対して「潮の舞」の所在がわからなくなったことを説明するのは、 国民に対して無用な誤解を与えるおそ

れがあると考えているからか。

十五 十四で、外務省がそう考えているとしても、 「潮の舞」の行方がわからなくなったことはまぎれもな

11 事実であるのだから、「文章」により「記事」は事実でないと反論するのならば、 同時に 「潮の 舞に

ついての説明も付け加えることが、公正、公平な態度であると言えるのではないか。 外務省の見解如何。

右質問する。